令和7年度 **償却資産(固定資産税)** 申告の手引き

市税につきましては、日頃より格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産(事業用資産)についても課税の対象となります。伊那市内に償却資産を所有されている方(事業用として他者に賃貸しているものを含む。)は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくことになります。

つきましては、この手引きを参照し、申告書等を作成のうえ、期限内に提出してください。

提出期限 令和7年1月31日(金)

提出期限間近になりますと窓口が大変混雑いたしますので、お早めの提出に御協力をお願いします。

■申告に関しての注意事項

- 1 該当資産がない場合や資産の変更がない場合でも、申告書は必ず提出してください。
- 2 耐用年数が過ぎた償却済資産であっても、現に事業の用に供している場合や、いつでも 事業の用に供することができる状態である資産は、申告が必要です。
- 3 申告書を郵送で提出される方で、控用に受付印が必要な場合は、切手を貼付し返信先を 明記した封筒を必ず同封してください。
- 4 正当な理由なく申告されない場合又は虚偽の申告をされた場合は、地方税法第385、386 条及び伊那市税条例第75条の規定により、過料等の罰則を科されることがあります。



伊那市公式ホームページ

申告書等の各様式は、ホームページからもダウンロードできます。





目次

1 '	償却資産とは
(1) (2) (3)	償却資産とは
2	償却資産の申告について
(1) (2) (3) (4) (5) (6)	申告していただく方 申告書類及び記入事項 申告書等の提出先及び提出期限 申告の対象となる資産、申告の対象とならない資産 業種別の主な償却資産の例示と耐用年数 個人番号(マイナンバー)又は法人番号の記載について
3	税額等の算出方法について
4	その他
(1)	非課税・課税標準の特例・減免等
(2)	実地調査について
5	申告書等の記入方法
(1-	1) 償却資産申告書の記入方法1
(1-	
(1-	
(2)	種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入方法
(3)	種類別明細書(減少資産用)の記入方法1

1 償却資産とは

(1) 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、 損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

例えば、会社や個人で行っている事業のために用いることができる構築物、機械、器具、 備品等がその対象となります。

(2) 償却資産の種類と具体例

	資産の種類	主な償却資産
1	構築物	アスファルト舗装、外構、井戸、塀、看板、広告塔、植栽、 緑化施設、簡易間仕切り、簡易プレハブ 等
構 築 物	建物附属設備	生産事業用給排水設備及びガス設備、受変電設備、 屋外給排水設備、屋外照明設備 等 (「1-(3) 償却資産と家屋の区分」を参照してください。)
2	機械及び装置	原動機械、工作機械、製造機械、印刷機械、冷凍設備、 食品加工設備、その他物品製造・加工・修理用機械装置、 ボイラー、機械式駐車設備、作業用大型特殊自動車 等
3	船 舶	モーターボート、漁船、作業船 等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
5	車両及び運搬具	台車、構内運搬具、動力運搬車、除雪機、運搬用大型特殊自動車 等 (「2-(4) 申告の対象となる資産、申告の対象とならない資産」 を参照してください。)
6	工具・器具及び備品	机、椅子、ロッカー、応接セット、金庫、テレビ、エアコン、 パソコン、コピー機、冷蔵庫、ちゅう房器具、自動販売機、陳列棚、 測定工具、取付工具、医療機器、娯楽用器具、理容・美容機器 等

(3) 償却資産と家屋の区分

家屋(建物)には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備 等が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して 評価します。

家屋と設備等の所有者が同じ場合

家屋から独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産業務の用に供されるもの、機器類の移動・転倒を防止する程度に家屋へ取り付けられたものは、償却資産として取り扱います。

家屋と設備等の所有者が**異なる**場合

賃借人(テナント)等*が取り付けた事業用の内装、造作及び建築設備等については、償却 資産として取り扱います。賃借人(テナント)等の方が償却資産として申告してください。 ※「賃借人(テナント)等」とは、家屋の所有者以外の者をいいます。

◇償却資産と家屋の区分表(主な設備等の例示)

設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
発変電設備	自家用発電設備 受変電設備(配線等含む)	
動力用配線配管設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
電灯照明設備	ネオンサイン、投光器、スポットライト、 家屋と分離している屋外照明設備	屋内照明設備、配分電盤
電話設備	電話機、交換機等の装置・器具類	配線•配管
電気時計設備	時計、配電盤等の装置・器具類	配線·配管
火災報知装置	屋外の装置(配線含む)	屋内の装置(配線含む)
消火設備	消火栓設備のホース・ノズル・消火器	消火栓設備、スプリンクラー
中央監視制御装置	制御装置(配線含む)	
避雷·換気·衛生設備		設備一式
し尿浄化槽設備	取り外し可能な設備	左記以外の設備
給湯設備	局所式給湯設備 (電気温水器·湯沸器用)	中央式給湯設備、 左記以外の局所式給湯設備 (ユニットバス用、床暖房用等)
ガス設備、給排水設備	特定の生産又は業務用設備(配管含む)、 屋外設備	左記以外の設備
冷暖房装置	ルームエアコン(取り外しが可能なもの)、 特定の生産又は業務用設備	天井埋め込み(ビルトイン)式エアコン
厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(百貨店、旅館、飲食店、病院等)、寮・社員食堂の厨房設備	左記以外の設備
運搬設備	工場用ベルトコンベアー、 垂直型連続運搬装置	エレベーター、リフト、 エスカレーター設備
簡易間仕切	床から天井まで達しない程度のもの	床から天井まで達するもの
その他の設備等	洗濯設備、冷凍倉庫における冷凍設備、 ろ過装置、LAN設備、POSシステム、 広告塔、ネオンサイン、文字看板、 袖看板、カーテン・ブラインド 等	
外構工事	アスファルト舗装・門・塀・植栽 等	
太陽光発電設備	ソーラーパネル(建材一体型は除く) 発電設備一式	建材一体型ソーラーパネル

[※]一般的な区分であり、必ずしもこの例示によらない場合もあります。判断が困難な場合は 担当までお問い合わせください。

2 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

令和7年1月1日現在、伊那市内に償却資産を所有する法人又は個人。

なお、次の方も申告が必要です。

- ア 償却資産を他者に賃貸している方
- イ 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
- ウ 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方
- エ 割賦販売の場合等、売主に所有権が留保されている資産は原則として買主の方
- ※ <u>償却資産を所有されていない方は、「該当資産なし」として申告をお願いします。</u> <u>また、廃業・移転・合併等で全ての資産が減少した方も、減少の申告をお願いします。</u>

(2) 申告書類及び記入事項

			提出書類・様式				
		古生していたわり次 立	償却資産申告書	種類別明細書			
		申告していただく資産	第 26 号様式	増加資産 全資産用	減少 資産用		
初めて申告される方	該当資産が ある場合	令和7年1月1日 現在において 市内に所有する 全ての償却資産	O (p.11)	O (p.14)			
(一般方式)	該当資産がない場合		〇(p.11) 備考欄に「該当資産なし」と 記入してください。				
	資産に増減 がある場合	令和6年1月2日から 令和7年1月1日までの間に 増加又は減少した償却資産	O (p.11)	O (p.14)	O (p.15)		
昨年度に 引き続いて 申告される方 (一般方式)	資産に増減 のない場合		O (p.12)備考欄の『償却資産の増加』と『償却資産の減少』の「なし」にOをしてください。				
	廃業・解散等 された場合	令和6年1月2日から 令和7年1月1日までの間に 減少した償却資産	O (p.13)		O (p.15)		
電算処理方式により 申告される方 (eLTAXによる申告を含む)		令和7年1月1日現在伊那市内に所有する全資産について申告してください。 また、増加分、減少分についてもそれぞれの明細書を提出してください。					

★eLTAX(エルタックス 地方税ポータルシステム)による償却資産の申告が御利用できます。 詳しい利用方法等につきましては、eLTAX ホームページをご覧ください。 eLTAX 地方税ポータルシステム https://www.eltax.lta.go.jp/

(3) 申告書等の提出先及び提出期限

≪提 出 先≫ 〒396-8617 **長野県伊那市下新田 3050 番地**

伊那市役所 市民生活部 税務課 資産税係 償却資産担当

TEL: 0265-78-4111(内線 2241・2242・2243・2244) FAX: 0265-74-1251

≪提出期限≫ **令和7年1月31日(金)**

※ 提出期限間近になりますと窓口が大変混雑いたしますので、お早めの提出に御協力をお願い します。

(4) 申告の対象となる資産、申告の対象とならない資産

償却資産の対象=O 償却資産の対象外=×

区分	判定	備考	
耐用年数が1年未満の資産		×	個別に減価償却しているものは対象
償却済資産(耐用年数が経過した資産)		0	
建設仮勘定		0	
簿外資産(帳簿等に記載されていない資産)		0	本来は減価償却できるもの
遊休•未稼働資産		0	使用可能なもの
繰延資産		×	
│ │所有権留保付売買資産	売主	×	
別有惟田休刊元貝貝庄	買主	0	
│ │ 所有権移転外リース資産	貸主	0	
が有権を拡がり一人員座	借主	×	
│ │所有権移転リース資産	貸主	×	
が有権物報グース負性	借主	0	
改良費(資本的支出)		0	本体とは別に申告が必要
福利厚生の用に供するもの		0	
自動車税又は軽自動車税の課税対象となる自動	車、軽自動	×	
車、原動機付自転車、自動二輪及び小型特殊自動	動車		
道路運送車両法上の大型特殊自動車			①自動車の長さ 4.7m を超えるもの
(小型特殊自動車に当てはまらない大型のもの)		0	②自 動 車 の幅 1.7m を超えるもの ③自動車の高さ 2.8m を超えるもの
(ナンバープレートの分類番号が「O」「OO~09及	び000~0	O	④ 最
99」、「9」「90~99及び900~999」)			上記①~④のいずれかに当てはまるもの
農耕作業用自動車で、最高速度 35km/h 以上のも	。 の	0	
建物(住宅、店舗、工場、事務所等で家屋評価対象のもの)			簡単に移動可能な簡易プレハブハウスや カーポート等は対象
無形固定資産			電話加入権、ソフトウェア、漁業権、水利権、特許権、商標権、営業権等
販売用の商品、棚卸資産		×	
牛、馬等の生物及び果樹		×	観賞用、興業用のものは対象

※令和3年度から、構造要件や保安基準などの一定の条件を満たすけん引式農作業機は、償却 資産ではなく自動車として課税されます。

◇少額資産の取扱いについて

地方税法上の「少額資産」にあたり、**償却資産の申告の必要がないもの**は次の①から③までの資産です。

- ① 取得価額 10 万円未満の資産のうち、一時に損金に算入された資産
- ② 取得価額 20 万円未満の資産のうち、3年間で一括償却した資産
- ③ 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、取得価額が20万円未満の資産

下記④、⑤に該当する資産は、固定資産税(償却資産)の申告対象となります。

- ④ 租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産(法人税・所得税法 上は損金算入できますが、固定資産税(償却資産)においては適用されません。)
- ⑤ 少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

取得価額償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
一時に損金算入(*1)(*5)	申告対象外			
3年一括償却(*2)(*5)	申告対	対象外		
リース資産(ファイナンスリース)	申告対	対象外	申告	対象
中小企業特例(*3)		申告対象		
個別減価償却(*4)		申告	 対象	

- (*1) 法人税法施行令第 133 条又は所得税法施行令第 138 条の規定によるもの。
- (*2) 法人税法施行令第 133 条の 2 第 1 項又は所得税法施行令第 139 条第 1 項の規定によるもの。
- (*3) 租税特別措置法第28条の2、第67条の5の規定によるもの。
- (*4) 個人の方については、平成 10 年 4 月 1 日以後開始の事業年度に取得した 10 万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。
- (*5) 令和4年4月1日以降に取得し、貸付け(主要な事業として行われるもの(法人税基本通達7-1-11の3 又は所得税基本通達49-39の3の規定によるもの)を除く。)の用に供するものは除く。

◇国税の取扱いと主な違い

国税(法人税・所得税)と地方税(固定資産税(償却資産))では取扱いが異なる点があります。

項目	固定資産税(償却資産)の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	賦課期日(1月1日)制度	事業年度(決算期)
減価償却の方法	原則として『固定資産評価基準』	建物以外の一般の資産は、
が 回 原 如 ひ ノ ノ ノム	*に定める減価率	定率法、定額法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳	認めていない	認めている
特別償却、割増償却		
即時償却	認めていない	認めている
(租税特別措置法)		
増加償却	認めている	認めている
評価額の最低限度	取得価額の5%	備忘価額(1円)
改良費	区分評価	原則、区分評価
以及其	(本体と改良費を分けて評価)	(一部合算も可)
中小企業の	認めていない	認めている
少額減価償却資産の特例	回じなり くしいない・	日はなりている

*『固定資産評価基準』とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。

(5) 業種別の主な償却資産の例示と耐用年数

事業種別	償却資産	耐用年数
共通	コンクリート舗装	15
	アスファルト舗装	10
	レジスタ、自動販売機、コピー機	5
	簡易間仕切り、店頭看板、ネオンサイン	3
	ルームエアコン、備え付けの冷凍・冷蔵庫	6
	太陽光発電設備	17
製造業	受変電設備、給排水又は衛生設備及びガス設備	15
	金属加工機械製造設備	10
印刷業	デジタル印刷システム設備	4
	製本業用設備	7
飲食業、小売業	冷凍・冷蔵機器、冷凍・冷蔵機付きの陳列ケース	6
	調理台	5
	陶磁器・ガラス製のちゅう房用品又は食器類	2
理容·美容業	美容機器(スタイリングチェア、シャンプー台等)	5
医療•歯科業	血液透析・血漿交換用機器、歯科診療用ユニット	7
	調剤機器、光学検査機器(ファイバースコープ)	6
	手術機器	5
	消毒殺菌用機器	4
不動産貸付業	緑化施設(工場緑化施設に含まれるものを除く)、植栽	20
	フェンス、自転車置き場	10
	物置、ごみ置き場	7
農林業	サイロ(金属製)	22
	飼育場(金属製)	15
	種苗花き園芸設備、コーンスターチ製造設備	10
	飼育場(木製)、農業用機具	7

[※]償却資産の耐用年数は、『減価償却資産の耐用年数等に関する省令』により定められています。

[※]構造等により耐用年数が変わる場合があります。

[※]ここでの例示はあくまで一部となります。

(6) 個人番号(マイナンバー)又は法人番号の記載について

申告書の「3 個人番号又は法人番号」の欄に、個人の方は12桁の個人番号(マイナンバー)を、 法人の方は13桁の法人番号を右詰めで記入してください。(共有名義の場合は、記入不要です。)

個人番号(マイナンバー)を記載した申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認(番号確認、身元及び代理権確認)を実施させていただきます。下表にて必要な書類を確認してください。

なお、法人番号を記入した申告書の提出や電子申告の場合は、本人の身元確認資料の添付は不要です。

	本人による申告の場合	代理人(税理士など)による 申告の場合
窓口	◎番号確認資料 (個人番号カード又は通知カード*、個人番号記載の住民票等)◎身元確認資料 (個人番号カード、運転免許証等)	◎本人の番号確認資料(個人番号カードの裏面の写し等)◎代理権確認資料(委任状、税務代理権限証書等)◎代理人の身元確認資料(税理士証票、運転免許証等)
郵送	◎番号確認資料の写し (個人番号カード(両面)又は通知カード[※]、 個人番号記載の住民票等の写し)◎身元確認資料の写し (個人番号カード、運転免許証等の写し)	◎本人の番号確認資料 (個人番号カードの裏面の写し等)◎代理権確認資料 (委任状、税務代理権限証書等)◎代理人の身元確認資料 (税理士証票や運転免許証の写し等)

※「通知カード」は、令和2年5月25日に廃止されました。通知カードの記載事項が住民票の記載 事項と一致している場合は、番号確認資料として引き続きご利用いただけます。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤です。この制度の主旨を御理解いただき、申告書へマイナンバーの記載をお願いいたします。 ただし、マイナンバーの記載がないことをもって、申告書を受理しないということはありません。 また、本人確認資料の不備等により本人確認ができなかった場合は、申告書にマイナンバーの記

載がなかったものとして取り扱います。

3 税額等の算出方法について

<評価額の算出方法>

償却資産の評価は、償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただい た資産について一品ごとに賦課期日(1月1日)現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
取得価額 × (1 - r / 2)	前年の評価額 × (1 − r)
= 取得価額 × A	=前年の評価額 × B

r : 耐用年数に応ずる減価率

A : 半年分の減価残存率で<減価残存率表>のA欄の率です。 B : 1年分の減価残存率で<減価残存率表>のB欄の率です。

・1月1日取得の資産については、その前年の12月を取得年月とします。

・初年度の評価額は、取得月にかかわらず半年分の減価があったものとして算出します。

注意 算出した評価額が取得価額の5 %を下回る場合は、取得価額の5 %の額が評価額となります。

<減価残存率表>

『固定資産評価基準』* 別表第 15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

耐	T1 T	減価列	浅存率	耐	T	減価列	找存率	耐	T	減価列	長存率
用	耐用年数に応ずる	前年中	前年前	用	耐用年数に応ずる	前年中	前年前	用	耐用年数 に応ずる	前年中	前年前
年	減価率 r	取得の	取得の	年	減価率 r	取得の	取得の	年	減価率 r	取得の	取得の
数	">V IIII - -	もの A	もの B	数	"XIM "	もの A	もの B	数	"XIM	もの A	もの B
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934	51	0.044	0.978	0.956
18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936	52	0.043	0.978	0.957

^{*『}固定資産評価基準』とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。

<課税標準額の算出方法>

各資産の評価額を合算した額(決定価格)が課税標準額となります。

課税標準の特例の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出します。

<税額の算出方法>

課税標準額に基づき、税額を算出します。

課税標準額(1,000 円未満切り捨て) ×税率(100 分の 1.4) = 税額(100 円未満切り捨て)

課税標準額が 150 万円未満の場合は、課税されません。(課税標準額が 150 万円未満であって も、申告は必要です。)

◇計算例(概算)

① 資産ごとの評価額を算出します。

 資産の名称等	取得	取得価額	耐用	令和7年度 評価額 (円)	
貝座の石が守	年月	(円)	年数	747千度 計画領(口)	•
アスファルト舗装	R6.4	1,250,000	10	1,250,000 × 0.897 = 1,121,250	
太陽光発電設備	R5.11	2,300,000	17	2,300,000 × 0.936 = 2,152,800 (令和 6 年度 評価額)	
				2,152,800 × 0.873 = 1,879,394	
事務用パソコン	H31.3	300,000	4	300,000 × 0.781 = 234,300 (令和 2 年度 評価額)	,
				:	
				23,372 × 0.562 = 13,135 (令和 6 年度 評価額)	
				< 15,000 (取得価額の 5%)	

評価額の 合計(円) 3,015,644

- ② 評価額の合計 = 決定価格= <u>課税標準額: 3,015,644円</u>
 - ※課税標準の特例の適用を受ける資産がない場合
- ③ 1,000 円未満を切り捨て、税率(100 分の 1.4)を乗じます

 $3,015,000 \times 0.014 = 42,210$

※土地や家屋をお持ちの場合は、土地・家屋・償却資産の課税標準額を合算後に、1,000 円未満を切り捨て、税率を乗じます

④ 100 円未満を切り捨てます 税額: 42,200 円

4 その他

(1) 非課税・課税標準の特例・減免等

◇非課税となる償却資産

地方税法第348条等に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税となります。該当する資産がある場合には、「固定資産税非課税適用申告書」を請求のうえ必要事項を記入して提出してください。

(例) 社会福祉法人が児童福祉施設の用に供する資産、認可保育所が保育事業の用に供する 資産等

◇課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3、同法附則第15条45項に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。該当する資産がある場合は、「固定資産税(償却資産)の課税標準の特例に係る申請書」を請求のうえ必要事項を記入して提出してください。

- (例) 公共の危害防止施設・設備、再生可能エネルギー発電設備、市の認定を受けた先端設備 等導入計画に基づき取得する設備等
 - ★詳しくは伊那市公式ホームページをご覧ください。(https://www.inacity.jp/)

◇固定資産税の減免が適用される償却資産

- 1. 地方税法第367条の規定に基づき、伊那市税条例第71条に規定する一定の要件を備えた償 却資産は、<u>所有者の減免の申請により</u>、固定資産税の全部又は一部が免除されます。該当する 資産がある場合には、「市税減免申請書」を請求のうえ必要事項を記入して提出してください。 (例)自然災害により損傷した資産
- 2. 「伊那市企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例」に基づき、過疎地域(高遠地区・長谷地区)において、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等の用に供する設備を取得等した場合は、**所有者の申請により**、取得から3年間固定資産税の課税免除の適用が受けられます。

対象資産 取得価額の合計額が 500 万円以上*の特別償却資産である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地

※ 製造業、旅館業については、資本金規模に応じて取得価額要件が異なります。 適用要件、申請書類等、詳しい内容は税務課資産税係までお問い合わせください。

(2) 実地調査について

申告書の受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定に基づいて、電話でのご質問や資料提供のご依頼、実地調査を行うことがありますので、御協力をお願いします。

また、調査の結果により申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合の課税年度は、現年度のみでなく過年度に遡及することもありますので、あらかじめ御了承ください。

なお、過年度分が追加課税となった場合は、通常の納期とは異なり、納期は1回となりますので 御留意ください。

申告書等の記入方法

(1-1)償却資産申告書の記入方法

1 • 2 住所・氏名等を記入してく ださい。なお、あらかじめ印刷さ れたものが送付された方は、住 所、商号等に変更があれば、訂 正のうえその旨を備考欄にご記

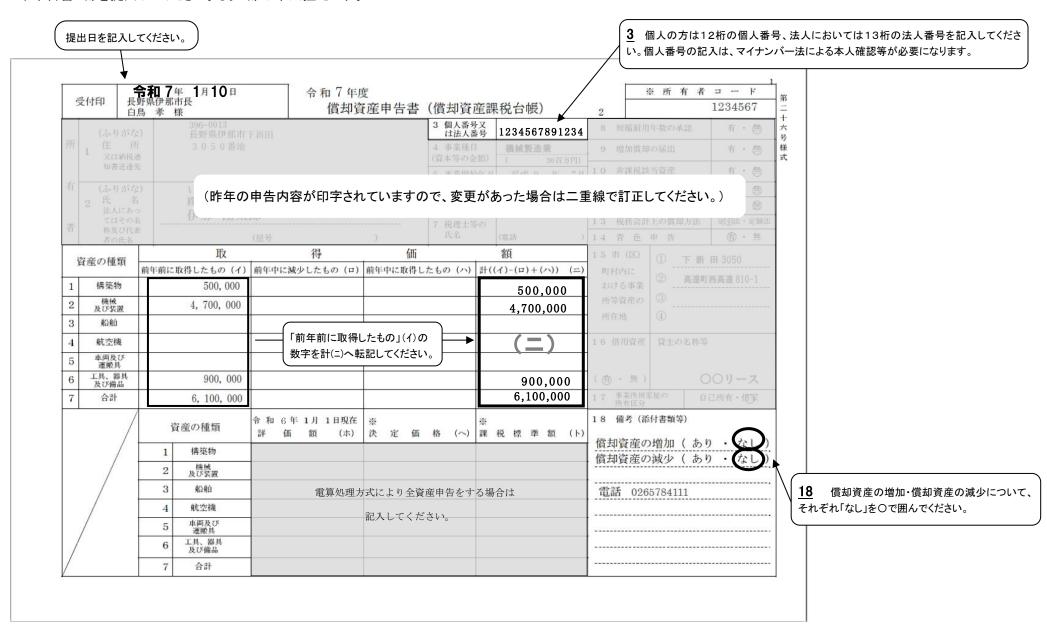
3 個人の方は12桁の個人番 号、法人においては13桁の法 人番号を記入してください。個 人番号の記入は、マイナンバ 一法による本人確認等が必要 になります。

- 4 事業種目は、事業内容を具体的に記入してください。事業が複数の場合は、主な事 業種目を記入してください。法人の場合は、資本金や出資金の金額も記入してください。
- 5 事業開始年月は、法人の場合は設立年月、個人の場合は事業開始の年月を記入 してください。
- 6 申告事務の担当者の氏名及び連絡先の電話番号を記入してください。
- 税理士等に委託している場合は、その方の氏名及び電話番号を記入してください。

入ください。 提出日を記入してください。 令和7 年度 令和 7年 1 10 日 受付印 償却資産 申告書(償却資産課税分帳 伊那市長 (記入不要) 個人番号又 1 住 所 〒396-0013 **8~14** 該当する項目をOで囲んでください。 は法人番号1234567891234 司の届出 伊那市下新田 3050 番地 又は納税通 4事業種目工作機械製造業 税該当資産 知書送達先 (電話 78-/ 15 市内に複数の資産所在地がある場合は、それ (資本金等の金額) 70 課税標準の特例 いなきかい 2 氏 名 株式会社 伊那機械 ぞれの所在地を記入し、主たる資産所在地に該当す 平成 18 5事業開始年月 12 特別僧却又は圧縮記帳 有 る番号を○で囲んでください。 法人にあっ ではその名 称及び代表 者の氏名 6 この申告に応答す る者の係及び氏名 勘太郎 定率法 13 税務会計上の償却方法 三峰会計事務所 高遠次郎 78-●●● (屋号 7 税理士等の氏名 16 リース資産等、他者からの借用資産の有無に 資産の種類 伊那市下新田 3050 番地 ついて該当する方を〇で囲んでください。借用資産 前年前に取得したもの(イ) 前年中に減少したもの(ロ) 前年中に取得したもの。 計((イ)-(口)+(ハ)), 15 市(区)町村内 がある場合には、貸主の名称、住所等を記入してく 構築物 5000000 1250000 6250000 における事業所 伊那市荒井 9999 番地 9 ださい。 機械及び装置 <u>4788888</u> 2500000 4200000 6400000 等資産の所在地 17 該当する項目を〇で囲んでください。 貸主の名称等 4 航空機 16 借用資産 高遠さくらリース㈱ 7000000 (有) 無) 7000000 伊那市下新田 3050 番地 1350000 工具、器具及び備品 18 前年度までに申告のある方は、償却資産の増 2050000 300000 1000000 8050000 加(あり・なし)、償却資産の減少(あり・なし)につい 2800000 6450000 21700000 てそれぞれ該当のある項目を○で囲んでください。 資産の種類 価 額 決定価格 段標準額 18 備考 (添付書類等) 申告もれや異動によ なお、該当する資産がない場合は、「該当資産な 償却資産の増加 (あり・なし) り、前年前の取得価額 構 築 勢 し」と記入してください。 (あが・なし) 償却資産の減少 に変更がある場合は、 見え消しにより修正し 次の事項に該当の場合は、その旨を記入してくださ 令和6年3月1日 ㈱税務機器を吸収合併 3 船 てください。また、その 雷算処理方式により全資産申告をする場合は い。 伊那市荒井 9999 番地 9 長谷三郎の家屋を使用 4 航空 資産については、種類 ◇住所、氏名等に変更があった場合 記入してください。 別明細書にも記入して 申告入力 明細入力 確認 ⇒新旧名称と変更年月日 伊那市 ください。 ◇17 の借家がある場合は、その家屋の所有者 (記入不要) ◇非課税や特例に該当する資産がある場合は、そ の適用条項と、添付した関係書類の名称 前年中に減少したもの(ロ) 前年中に取得したもの(ハ) 種類別明細書(減少資産用)(赤色の印刷)に記 種類別明細書(増加資産・全資産用)(緑色の印刷)に 入した資産の取得価額を、種類別に合計して記 記入した資産の取得価額を、種類別に合計して記入し 入してください。 てください。

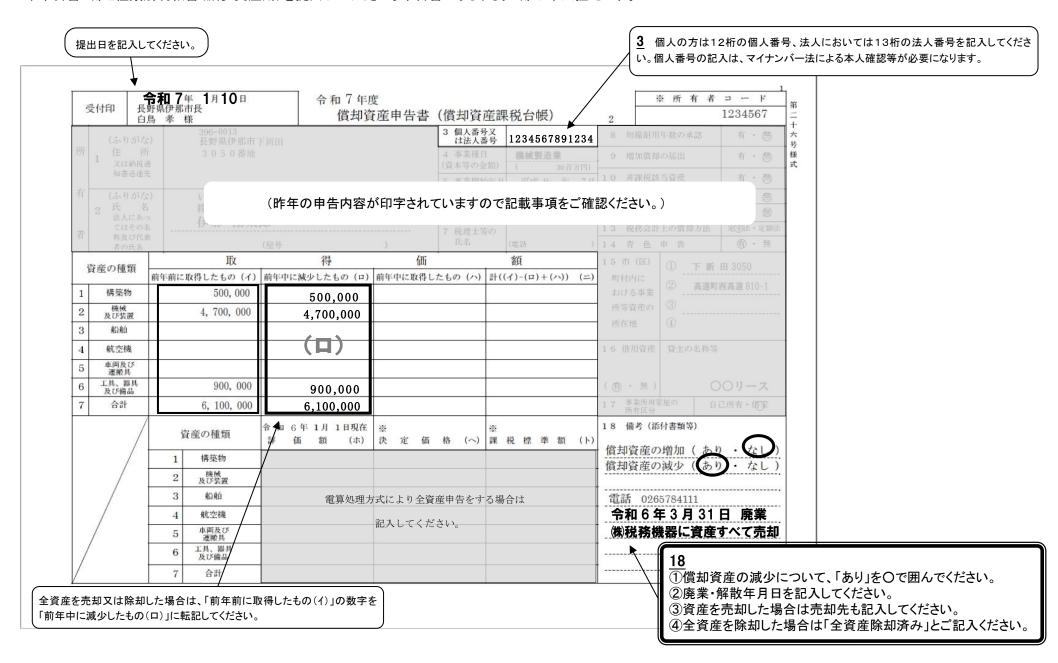
(1-2) 異動がない場合の償却資産申告書の記入方法

◇申告書1部を提出してください。もう1部は本人控えです。



(1-3)廃業・解散した場合の償却資産申告書の記入方

◇申告書1部と種類別明細書(減少資産用)を提出してください。申告書のうち、もう1部は本人控えです。



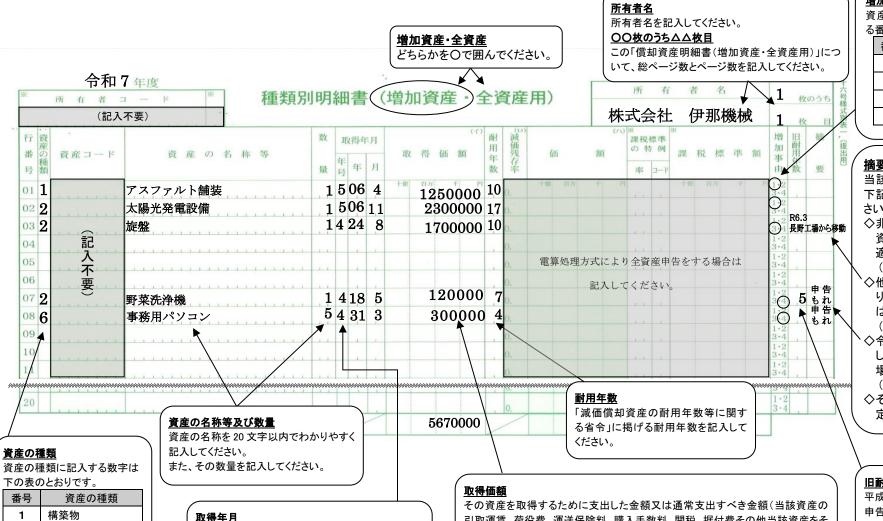
(2) 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入方法

- ◇初めて申告をされる方・電算処理方式による申告をされる方は、令和7年1月1日現在所有している全ての資産を記入してください。
- ◇前年中に申告をされた方は、令和6年1月2日から令和7年1月1日までに取得した資産を記入してください。

年号については、以下の番号となります。

年月は、資産を取得した年月を記入してください。

3 昭和 4 平成 5 令和



増加事由

資産を取得した事由の、該当す る番号を○で囲んでください。

田ったので四つていた。		
番号	増加事由	
1	新品取得	
2	中古品取得	
3	移動による受入れ	
4	その他	

摘要

当該資産に係る特記事項として 下記のような事項を記入してくだ

- ◇非課税資産、課税標準の特例 資産に該当する場合は、その 適用条項。
 - (例:特例349条の3①)
- ◇他の市町村からの移動等によ り受け入れた資産がある場合 は、移動の年月。
 - (例: R6.3長野工場から移動)
- ◇令和7年1月1日以前に取得 した資産で申告もれがあった 場合は、その旨の表示。
 - (例: 申告もれ)
- ◇その他、当該資産の評価額決 定にあたって必要な事項。

資産の種類に記入する数字は 下の表のとおりです。

	番号	資産の種類
	1	構築物
	2	機械及び装置
	ფ	船舶
	4	航空機
	5	車両及び運搬具
	6	工具、器具及び備
		品
١.		

引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該資産をそ の用途に供するために直接要した費用の額を含みます。)を記入してください。 また、資産の種類ごとの合計額を「償却資産申告書」の「前年中に取得したもの」 に記入してください。

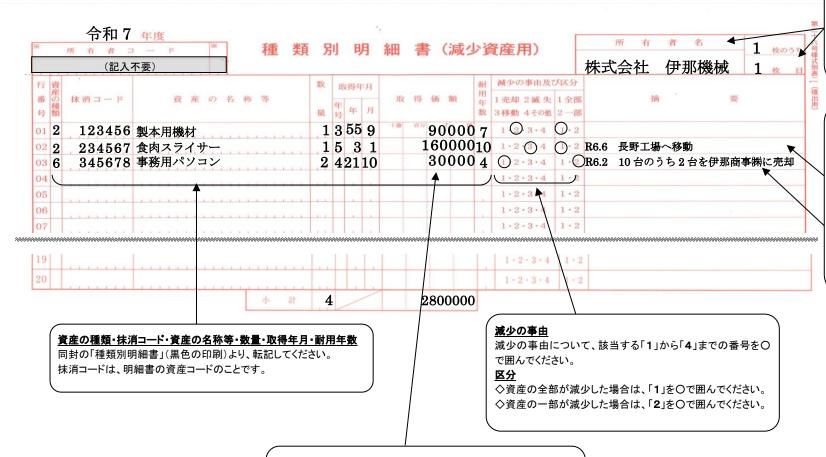
種類別明細書の様式が不足した場合は、伊那市公式ホームページから様式をダウンロード・印刷していただくことができます。 書類での様式が必要な場合は、お手数ですが担当までご連絡ください。

旧耐用年数

平成 20 年 1 月 1 日以前に取得した 申告もれの資産等で、平成 20 年度 耐用年数表の改正により、耐用年数 が変更したものについて、改正前の 耐用年数を記入してください。

(3) 種類別明細書(減少資産用)の記入方法

◇令和6年1月2日から令和7年1月1日までに減少した資産について記入してください。



所有者名

所有者名を記入してください。

○○枚のうち△△枚目

この「償却資産明細書(減少資産用)」について、総ページ数とページ数を記入してください。

<u>摘要</u>

当該資産の減少の事由について、特記 事項として下記のような事項を記入して いください。

◇資産の全部が減少した場合

売却先や移動先等、具体的な減少内 容を記入してください。

◇資産の一部が減少した場合

内容の内訳等、具体的な減少内容を記入してください。

(例:10 台のうち2台を伊那商事㈱に 売却等)

<u>取得価額</u>

同封の「種類別明細書」(黒色の印刷)より、転記してください。 資産の種類ごとの合計額を「償却資産申告書」の「前年中に減少したもの」に記入してください。

一部減少の場合は、減少した分の取得価額等を記入してください。

※注意(国税との違い)

耐用年数が過ぎた償却済資産であっても、現に事業の用に供している場合や、いつでも事業の用に供することができる状態である資産は、減少資産とはなりません。

提出先 及び 問い合わせ先



伊那市役所 市民生活部 税務課資産税係 償却資産担当

〒396-8617 長野県伊那市下新田 3050 番地 TEL 0265-78-4111 (代表) 内線 2241・2242・2243・2244